

一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会

資産運用委員会設置要綱

(目的)

第1条 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）は、資産の安全かつ効率的な運用並びに資産運用のリスク管理に資することを目的に、資産運用委員会（以下「委員会」という）を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会は、共済会の資産運用に関して、次に掲げる事項に関する情報を収集し、資産運用の現状についての把握に努めなければならない。

- (1) 共済会制度の成熟度・積立水準
- (2) 運用先金融機関の経営実態
- (3) 資産運用の実態
- (4) 市場環境の実態
- (5) その他の必要と思われる情報

2 委員会は、前項各号に掲げた情報をもとに、調査検討を行い次に掲げる事項について理事長に提言をおこなう。

- (1) 資産運用の基本方針の策定並びに変更
- (2) 政策的資産構成割合（政策アセット・ミックス）の策定
- (3) 運用委託機関の選択
- (4) その他理事長が諮問した内容に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、8名以内をもって構成する。

2 委員は次の中から選出する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運用コンサルタント
- (3) 理事

(委員の委嘱)

第4条 委員は理事長がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長及び副委員長を各1名おく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の職務を総務し、委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、原則として四半期に一度、また必要に応じて隨時、委員を招集し委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の2分の1以上で議決する。可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、その所轄事務を遂行するために必要と認めるときは、金融機関や関係機関等に意見を聞く機会を設けることができる。
(意思決定)

第8条 理事長は、委員会から第2条第2項の各号に定める事項に関する提言を受けたときは理事会を開催し、意思決定を行うものとする。

(情報の開示)

第9条 委員会の会議録は、事務局に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、共済会事務局で行う。

(運営事項の制定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。